

唐・河陽三城節度使考

日野, 開三郎

<https://doi.org/10.15017/2341052>

出版情報 : 史淵. 14, pp. 9-38, 1936-11-20. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :



唐・河陽三城節度使考

日野開三郎

唐・河陽三城節度使考發表の辯辭

本稿は河陽三城鎮遏使考の附編として執筆したのを、都合により本編より切離し、且つ本編に先んじて發表したものである。文中に本編或は前編とあるは河陽三城鎮遏使考を指すが、此の論文は未だ發表してゐない。かゝる發表の前後顛倒によつて讀者に多大の不便を與へると思はれるが、本編も近く他誌に發表の豫定であるから、その節併せて參看の上、本稿の難解なる點を補充明解せられ、御高教を賜らんことを切望する次第である。

目次

一、序言

二、河陽三城節度使の沿革

I 河陽三城節度使の置廢

唐・河陽三城節度使考

Ⅱ 河陽三城節度使の巡屬（以上本號）

三、河陽三城節度使と隣接諸鎮との關係

四、河陽三城節度使の沿革を通じて見たる唐朝の藩鎮統禦策

一、序 言

本編は題して唐・河陽三城節度使考と稱するも、時代を懿宗の末年たる咸通十四年（西紀八七三）以前に限定し、次代僖宗の乾符元年（西紀八七四）より唐朝の絶滅せし哀宗の天佑四年（西紀九〇六）に至る三十餘年間は研究の範圍外に置くこととした。それは乾符元年王仙芝なる者亂を作し、翌二年黃巢此に應じてより、唐の天下は騷亂止むことなく、中和元年（西紀八八一）僖宗が黃巢に逐はれて成都に蒙塵してからは唐朝の勢威全く地に墜ち、藩鎮は朝命を無視して相攻伐し、弱肉強食到る所に行はれて中央に國家經營の大策を施す可き威信無く、唐の國家は事實上已に崩壞してゐたからである。但し河陽三城節度使は此の唐朝の衰勢に乗じて勢威を張りし一世の姦雄朱全忠（五代後梁の祖）と河東の驍雄李克用（五代後唐の祖李存勗の父）とがその爭覇の關ヶ原として互に心血を傾けて占領確保に力め、此の輸贏に勝利を得たる朱全忠が遂に李克用に先んじて天下に號令せし所で、河陽の政治的意義は李唐沒落後も益々重要性を加へたのである。されば唐末五代の河陽も早晚研究問

題として取上げらる可きで、筆者も機會を得ば之を取扱ひ本編の續編として諸賢の叱正を得たいと希つてゐる所である。

二 河陽三城節度使の沿革

唐代節度使の沿革を取纏めたものに新唐書の方鎮表があり、節度使關係の文献として他書に見られざる史料を含んでゐることは既明の事實であるが、新唐書の杜撰に就いても定評のある所である。〔註一〕されば方鎮表の記載が節度使研究の主要參考となり時に得難き史料を提供することあるは勿論なるも、その利用に際しては常に全文の檢討を行ひ、以てその史料價値を明確にしなければならぬ。河陽三城節度使の沿革を取纏めてゐるのは方鎮表第一の東畿の欄で、河陽三城節度使の研究も此を參考とする時多大の便宜を得るのであるが、その記載は表たるの性質上簡略を旨として精密を缺き、然も世の定評に叛かず撰者の謬見が所々に混入せられてゐるので、その記載を直ちに信用して研究の基礎となすことは危險で、沿革再檢討の必要が認められるのである。よつて以下方鎮表の記載を參考資料の中心としつゝ河陽三城節度使の沿革を檢討することとする。尙行文の便宜上新唐書方鎮表を單に表又は方鎮表と略稱することとする。又別に卷數、欄名を擧げざる場合は表、東畿の欄を指すものと理解せられ度い。

1 河陽三城節度使の置廢

河陽三城節度使の名が初めて表に現はれて來るのは德宗の建中二年（西紀七八一）である。即ち同年の條下に

置河陽三城節度使。以東都畿觀察使兼之。領懷・鄭・汝・陝四州。尋置使。云云。

と見えてゐる。此の記事に依れば河陽三城節度使は建中二年創設せられ、懷・鄭・汝、陝の四州を領し、當初東畿觀察使の兼任とせられ、次いで專任の節度使を置いたこととなる。但し表の記載は上文に一言せし如く誤謬が多いので一應の檢討を必要とする。然し領州の問題は後節に詳論する筈であるから、此所では建中二年創置説の是非を檢討するに止める。

先づ注意すべきは舊唐書^{卷一}李凡傳^{三三二}に

德宗嗣位。授檢校大常少卿兼御史中丞。河陽三城鎮遏使。撫勞備至。資廩膳者。必先甲士。間一

年。爲節度使路嗣恭之副。加檢校左庶子。河陽三城・懷州節度觀察使。以東畿汜水等五縣隸焉。

とある記事である。此の記事に依れば德宗の即位當時は未だ河陽三城節度使の設置を見ず、そこには河陽三城鎮遏使が駐在し、德宗即位後李凡が此の職に任ぜられ、爾後約一年引續いて同職に在り、此の時路嗣恭が河陽三城節度使に任ぜられ、彼はその副使となり、更に同年路嗣恭に代つて節度使となつたのである。舊唐書^{卷一}德宗本紀に據れば德宗の即位は大歷十四年五月であり、李凡が河陽三城鎮

邊使に任ぜられたのも同月で、彼は前鎮邊使馬燧の河東節度使榮轉の後任として陳州刺史より拔擢せられて此の職に就いたのである。〔註二〕因みに河陽鎮邊使は本編に詳論せし如く廣德元年（西紀七六三）初

めて設置せられ、澤潞節度使の所管に屬してゐたが、大歷五六年の頃より朝廷の重要視する所となり、名義的には依然澤潞の所屬なりしも實際には朝廷直屬の扱ひを受け、鎮邊使の任免も朝廷の手を以て行はれてゐたのである。又河陽三城鎮邊使はその管下の軍隊の費用に充てる爲東都洛陽の所管中より河陽、河清、濟源、溫、汜水の五縣を割與せられてゐた。かくの如く河陽三城鎮邊使は河陽の城主として廣德元年創置せられ、爾後引續いて李凡に至つたのであるから、此の李凡の後を引受けて河陽三城節度使となつた路嗣恭こそは初代の節度使であり、同時に副使になつた李凡は同じく初代の副使であつたこととなる。而して李凡が路嗣恭の副使になつたのは彼が鎮邊使となつた時、即ち大歷十四年五月から約一年後である。されば路嗣恭の節度使就任は大歷十四年の翌年、即ち建中元年の五月前後と推定される。幸ひ此の初代節度使と目せられる路嗣恭の就任年月は資治通鑑卷二建中二年正月丙子の條に

又以東都留守路嗣恭爲懷・鄭・汝・陝四州河陽三城節度使

とあつて建中二年正月と明記した記録を有するのである。此の年月は先の推定年月たる元年五月とは約半年の開きがあるが、李凡傳に云ふ所の一年とは概數を擧げたので正確に一年を意味してゐるのであるまいから、半年の相違も敢て問題とするに足るまい。尙舊唐書卷一德宗本紀にも路嗣恭の河陽

三城節度使就任を建中二年正月に繋げてゐる。かく初代節度使の就任が建中二年正月である以上、河陽

三城節度使の創置も此の時なること疑ひなく、從つて表に云ふ建中二年の創置は誤なきことが知られるのである。尙表には設置當初の河陽三城節度使は東畿觀察使の兼任とせられ、次いで、同年專任の節度使を置いたと記してゐるが、舊唐書^{卷一}二路^二路^三嗣恭傳に

上。及德宗即位。楊炎受其貨。始叙前功。除兵部尙書・東都留守。尋加懷・鄭・汝・陝四州・河

陽三城節度使・東都畿觀察使。徵至京師卒。時年七十一。廢朝一日。

とあつて初代節度使たる彼が東畿觀察使をも領して居たこと見え、表の兩使兼任の記事と一致してゐる。但し嗣恭は兩使就任後間もなく卒し、その後任には先掲李凡傳に見える如く節度副使の彼が榮轉したのである。彼の榮進は資治通鑑^{卷二}唐紀^{二七}三建中二年六月壬子の條に

以懷・鄭・河陽節度副使李凡爲河陽三城懷州節度使。仍割東畿五縣隸焉。

^{〔註三〕}

とあるに依れば同年六月のことで、彼は東畿觀察使を兼ねず、河陽三城節度使專任となつてゐたのである。從つて表に同年專任の使を置くところの記事は信用して差支へないのである。以上を要するに河陽三城節度使は建中元年正月創置せられ、初めは東畿觀察使の兼任となつてゐたのを、同年六月專任制に改めたのである。

節度使は多く軍號を賜與せられたが、河陽三城節度使も資治通鑑^{卷二}建中四年二月丙寅の條に

以河陽三城・懷・衛州爲河陽軍。

とある如く創置の翌々年河陽軍なる軍號を與へられたのである。尙舊唐書^{卷一}德宗本紀、建中四年二

月戌申の條に

於河陽三城置河陽軍節度。

とあつて一見河陽軍節度使創置の如く解せられる記事が載せられてゐるが、此れは軍額賜與の事實を傳へたもので、節度使の創置ではない。然しかかる曖昧なる記述方法とはかく後人を誤らしめ勝で、後に論ずる如く方鎮表の誤謬中にもかかる曖昧記事に由因するのが少くないのである。

次に表、貞元元年（西紀七八五）の條に

罷河陽節度。置都團練使

とあつて河陽節度を罷め都團練使を置いたことが見える。此の記事に照應するものに舊唐書^{卷一}德宗本紀、貞元元年四月の條に

以河陽都知兵馬使雍希顔爲河陽・懷都團練使

なる記事があり、彼是一致するから、表の河陽節度廢罷の記事は誤りなきものと見て差支へない。降つて表、貞元十二年の條に

復置河陽・懷節度。治河陽。

とあつて貞元十二年に至り都團練使を罷めて再び節度使を置いたことが見える。表の此の記事に照應する史料は目下索め得ないが、舊唐書^{卷一}德宗本紀、貞元十五年三月の條に

戊午。昭義軍節度使・檢校工部尚書王虔休卒。戊辰。以河陽三城節度使李元^{李元淳}爲潞州長史。

昭義軍節度・澤・潞・磁・洛觀察使。以河陽節度押衙衛濟爲懷州刺史、河陽三城、懷州節度使。

とあり、資治通鑑卷二五唐紀一三五同年同月の條にも同様の記事が見え、貞元十五年の初め李元淳なる者が

河陽三城節度使より昭義節度使に榮轉し、彼が己に相當期間節度使として河陽に在つたことを想像せしめる記事があるから、先の表の記載は信用して誤らないであらう。

次に表、元和十三年（西紀八一八）の條に

汝州隸東畿。復置東畿・汝州都防禦使。兼東都留守如故。罷河陽節度使。

とあり、降つて會昌三年（西紀八四三）の條に

復置河陽節度。徙治孟州。

とあつて元和十三年より會昌三年に至る約二十五年間河陽三城節度使を廢してゐたかの如き記事が見える。然し此の廢止、復置の兩記事は表の撰者の捏造せる所で正しくない。以下その所以を論じよう。

先づ表に河陽三城節度使を廢止したりと云ふ元和十三年當時此の職に在りし者を編年史の權威資治通鑑によつて調べるにそれは烏重胤と令狐楚の兩人であつた。重胤は資治通鑑卷三八唐紀五三八元和五年三月の條に

上略。上嘉烏重胤之功。欲即授以昭義節度使。李絳以爲不可。請授重胤河陽。以河陽節度使孟元陽

鎮昭義。（中略）上悅。皆如其請。壬辰以重胤爲河陽節度使。元陽爲昭義節度使

とあり同書^{卷二}唐紀^五元和十三年十一月の條に

壬寅。以河陽節度使烏重胤爲橫海節度使。丁未。以華州刺史令狐楚爲河陽節度使。

とある如く、元和五年、前任者孟元陽の昭義節度使への榮轉を承けて河陽三城節度使となり、爾來元和十三年に至る迄此の職に在り、十三年十一月^{〔註五〕}橫海軍節度使に轉出して後を華州刺史令狐楚に引繼いだのである。此の引繼を受けた令狐楚は資治通鑑^{卷二}唐紀^五元和十四年七月丁酉の條に

以河陽節度使令狐楚爲中書侍郎・同平章事。云云

とあるに依つて知られる如く、翌十四年七月宰相となつて中央入りをする迄河陽節度使の職に在つたのである。^{〔註六〕}以上は資治通鑑に基く調査であるが、舊唐書^{卷一}憲宗本紀、下、同書^{卷一}烏重胤傳、同書

^{卷一}令狐楚傳等の記事も大體資治通鑑に云ふ所と合致し、元和十三年に於いても河陽節度使は嚴とし七二令狐楚傳等の記事も大體資治通鑑に云ふ所と合致し、元和十三年に於いても河陽節度使は嚴として存在し、大體十一月以前は烏重胤が、十一月後は令狐楚が此の職に在つたことを立證してゐる。従つて元和十三年河陽三城節度使を罷めたりと云ふ表の記載は信するに足らぬ所説と見るべきである。

然し表に會昌三年河陽節度を復置せりとある以上、河陽三城節度使は會昌三年以前の或る年に罷められ、表は何かの事情で誤つて此を元和十三年に繋げたのではあるまいかとの考へが一應浮かんで來る。然し元和十三年以後に於いても河陽三城節度使を罷めし形迹は見出されない。元和より會昌に至る迄には

1. 元和十五年迄

- | | | |
|----|----|-----|
| 2. | 長慶 | 六年迄 |
| 3. | 寶曆 | 二年迄 |
| 4. | 太和 | 九年迄 |
| 5. | 開成 | 五年迄 |
| 6. | 會昌 | 九年迄 |

と六度の改元を経てゐるが、此の間に於いても河陽節度使の名稱及びその就任者の氏名が屢々見受けられる。左にその數例をあけると

1. 元和十五年冬田布を以て河陽三城節度使となす。(舊唐書卷一田悅傳)

2. 穆宗即位(元和十五年正月)の初め郭釗を以て司農卿とし、未だ幾ならず檢校戸部尙書、河陽三城節度使と爲し、同年更に河中・晉・絳・慈・隰節度使に轉じた。(舊唐書卷二〇郭釗傳)

此の記事に依れば郭釗の河陽三城節度使となつたのは長慶の初めで、田布の後任と推測される。

3. 元和十二年義武軍亂れし時此の地に赴任して鎮定に成功せし陳楚は後河陽三城節度使となり、次いで龍武統軍となり、慶長三年卒した。(舊唐書卷一陳楚傳)

長慶三年河陽三城節度使陳楚奏す。(舊唐書卷一穆宗本紀)

右兩記事に依れば陳楚は長慶三年迄河陽三城節度使の職に在つたので、恐らく郭釗の後任と思はれる。

4. 長慶の初め涇原節度使となりし楊元卿は同鎮に在ること六年にして河陽三城節度使に轉じ、太和五年迄在任した。(舊唐書^{卷一}楊元卿傳)

右記事に依れば元卿の河陽三城節度使の就任は早くて寶歷年間と推測せられる。而して長慶三年陳楚罷任後楊元卿就任に至る迄の節度使は目下檢索し得ない。

5. 大和五年九月溫造河陽節度使となり、七年十一月迄在任す。^{卷一}六五(舊唐書溫造傳)

6. 開成中磁州刺史楊延宗河陽節度使を逐ふて自立せんとし罰せらる。(舊唐書^{卷一}楊元卿傳)

開成二年六月河陽の軍亂れ節度使李泳を逐ふ。李執方代つて節度使となり、同年九月亂の首謀者を捕斬す。(資治通鑑卷二四五)

右兩記事に依つて開成二年の前後、恐らく開成年間を通じて河陽節度使の置かれてゐたであらうことが察せられる。但し溫造より李泳に至り、又李執方以後の節度使の氏名は目下明かにし得ない。

以上は元和十三年より會昌三年に至る二十五年間の節度使中今日迄に筆者の知り得た總てである。不幸二十五年間の節度使名を逐次列舉し盡す能はず、殊に會昌三年節度使復置を記載せる表の是非を批判する上に最も必要な會昌二年の節度使名を舉げ得ぬ缺陷があるが、大體右の列舉によつて表がその存在を否定せる元和十三年より會昌三年に至る二十五年間に於いても依然河陽三城節度使は嚴然として存在してゐたことを認め得るであらう。即ち表の元和十三年及び會昌三年に於ける河陽三

城節度使の廢罷並びに復置の記載は事實行はれざりし所で、表の撰者の誤謬捏造と斷ぜざるを得ぬのである。尙此の斷定は表の撰者の誤謬を犯せし原因及び記事捏造の過程を考察する時一層確め得るのであるが、その考察は河陽三城節度使の巡屬問題に絡んでゐるので後節に譲ることとする。

河陽三城節度使は會昌以後も置廢せられることなく、唐、五代を通じて存続し、方鎮表も此の事實を反映して置廢の記載は見受けられない。

以上を要するに、河陽三城節度使は建中二年正月創置せられ、貞元元年一旦都團練使とせられたが、十二年再び節度使に還り、爾後唐、五代を通じて存続したのであつて、一部の史書に元和十三年より會昌三年迄約二十五年間廢罷してゐたかの如く傳ふるものもあるも取るに足らぬ妄説にすぎぬのである。因みに都團練使は節度使に比して格は下位にあるも、觀察使、都防禦使、經略使等と共に藩鎮たることに於いては變りなかつたのである。〔註七〕されば河陽三城節度使は貞元年間約十年餘中斷したとは云へ、藩鎮としての河陽は創置以來嘗て廢罷せられず、宋の藩鎮廢止迄引續いてゐたのである。

Ⅱ 河陽三城節度使の巡屬

唐代の藩鎮は何れも巡屬（領州を指し支郡とも云ふ）の増減變更が屢々行はれ、河陽三城節度使の巡屬も此の通例に洩れず創置以來數度の増減變更があつた。本項では此の巡屬の變遷を通觀することとする。

先づ創置當時の巡屬より考察するに、表、建中二年の條には次の如く記載してゐる。

以汝州隸河陽。尋復舊。復置陝西防禦使。置河陽三城節度使。以東都畿觀察使兼之。領懷・鄭・

汝・陝四州。尋置使。增領東畿五縣及衛州。亦曰懷・衛節度使。

右記事に依れば

1. 創置當初の東畿觀察使兼任時代は懷・鄭・汝・陝の四州を領したこと
 2. 同年專任の節度使設置と同時に衛州及び東畿五縣を増領したこと
- が知られ、此の記事を信用すれば建中二年末に於ける河陽三城節度使の領地は懷・鄭・汝・陝、衛の五州及び東畿五縣となる。尙表に依れば

3. 河陽節度使設置以前一度汝州を河陽に隸し、尋いで舊に復したこと

が記載せられてゐる。然し表の記載は先章の例にて知られる如く誤謬が多いので右三項共に検討を必要とする。

先づ第一項の東畿觀察使兼任時代の巡屬を他の文献に徴するに、舊唐書^{卷二}一路嗣恭傳に

略。上。尋加懷・鄭・汝・陝四州・河陽三城節度及東都畿觀察使。云云。

とあり、資治通鑑^{卷二}唐紀二^{二六}建中二年正月丙子の條に

又以東都留守路嗣恭爲懷・鄭・汝・陝四州・河陽三城節度使。

とあつて、共に兼任時代の巡屬として懷・鄭・汝・陝四州と河陽三城とを擧げてゐる。此を前掲表の

第一項と比するに四州の名は合致するも河陽三城の有無に於いて相違する。河陽三城とは本編に詳論せし如く河陽に築造せられし三城（南城、中潭城、北城）を指すと共に、此所に駐屯する大軍を支持する財源として三城に割屬せられし河陽、河清、濟源、溫、汜水の五縣全地域をも意味したのである。尙此の五縣は東都洛陽より割與せられたもので、五縣支配の實權は河陽の城主（建中二年の節度使設置以前は城主として河陽三城鎮遏使が置かれてゐた）に歸してゐたとは云へ、その名義的所屬は依然洛陽に留保せられてゐたのである。河陽三城節度使は河陽城の重大性に鑑み、從來鎮遏使をして統帥せしめてゐるのを升格せしめたものであるから、河陽三城は河陽三城節度使と離る可からざる關係を有し、五縣の支配權も鎮遏使よりそのまま節度使に引繼がれたに相違ないのである。即ち河陽三城管下の五縣は節度使創置と同時にその巡屬に編入せられたのであつて、之を脱した表の記載は粗忽と云はざるを得ない。

次に第二項を検討するに、專任節度使の設置と同時に衛州及び東畿五縣を増領した如く傳へてゐるが、此の中東畿五縣とは例の河陽、河清、濟源、溫、汜水の諸縣たること疑なく、果して然りとせば東畿五縣は已に廣德元年以來河陽三城鎮遏使に割屬せられ、鎮遏使の節度使昇格と共にその巡屬となつてゐたのであるから、此の時更めて追増せられる筈なく、表の五縣に關する記載は誤りと云はなければならぬ。然らば表は何故にかかる誤謬を犯したか。思ふにそれは撰者がその使用史料に對する理解の不充分なりし爲と察せられる。左に此の推察の不當ならざる所以を立證しよう。

兼任節度使路嗣恭の没後、節度副使李凡が專任節度使に選ばれし當時の模様を新唐書以外の文獻に就いて見るに、舊唐書^{卷一}德宗本紀、建中二年六月壬子の條及び資治通鑑^{卷二}唐紀三^四同年月日の條には

以懷・鄭・河陽節度副使李凡爲河陽三城、懷州節度使。^{〔註八〕}仍割東畿五縣隸焉。

とあり、舊唐書^{卷一}李凡傳にも

加檢校左庶子・河陽三城・懷州節度觀察使。以東畿汜水等五縣隸焉。

とあつて何れも東畿五縣の割與を特筆し、その筆法が略々一致してゐる。此の一致は恐らく右諸書が共通の或る資料に據つた爲であらう。而して此の共通の資料は當然方鎮表の作者にも使用せられたのであらう。此の諸書の基礎となりし資料に云ふ所の東畿五縣の割與は決して此の時初めて行はれたのではなく、此れより先約二十年、廣德元年の河陽三城鎮遏使設置以來實行せられて來た所で、此の時も此を繰返したに過ぎないのである。然しかかる來歴を充分理解せざる者に取つては一見如何にも初めて割與せられしかの如き筆法を取つてゐる爲、表の作者は不覺にも此の筆法に誤られ、東畿五縣を李凡の專任節度使就任の際に於ける増領と解したのであらう。若し表の製作者が先の河陽三城なる語に意を留め、此の河陽三城が即ち東畿五縣に外ならざることを理解してゐたならばかかる過誤を免れ得たのであらうが、恐らく作表者は建中二年正月の節度使創設の記録を読みし時、懷、鄭、汝、陝の四州と共に擧げられたる河陽三城を節度使の巡屬の一として理解せず、そのまま「河陽三城節度使」と一氣

に讀み下し、巡屬としての河陽三城を固有名詞の河陽三城節度使に解讀したのであらう。かくて重大なる過誤が生れたものと想像せられるのである。次に東畿五縣と共に追増せられたりと云ふ衛州に就いて考察しよう。

衛州が一時河陽三城節度使の領有となつてゐたことは資治通鑑卷二八唐紀四建中四年二月丙寅の條に
以河陽三城・懷・衛州爲河陽軍。

とあつて表に云ふ所と一致する史料が並存してゐること故此を是認して誤りあるまい。而して表はその増領の時期を專任節度使就任後、即ち李凡の就任せる建中二年六月以後としてゐるが、此の時期の當否は如何であらうか。同じく方鎮表、第三、澤潞沁の欄にはその建中二年の條に

昭義軍節度罷領懷・衛二州・河陽三城。

とあつて建中二年、即ち河陽三城節度使創設の年懷、衛の兩州及び河陽三城の領有を罷めたことが見える。此の罷領は云ふ迄もなく之を河陽三城節度使の管下に移さんが爲である。而して此の表の文體よりすれば衛州の罷領は懷州、河陽三城と同時にに行はれし如く解せられる。而して懷州、河陽三城の河陽三城節度使への移管は建節と同時に行はれてゐるのであるから、右表の記載に依れば衛州の移管も河陽建節の時たる建中二年正月であつたこととなる。

かく觀來れば河陽三城節度使の衛州領有の時期に關する表の記載は東畿の欄と澤潞沁の欄との間に喰違ひを生じ、その何れが是なるかに迷はされるのである。而して此の是非を判斷する爲には先づ昭

義の衛州領有の時期より明かにする必要を認めるのであるが、他に參考す可き史料なき爲如何ともし難い。又昭義が衛州を領有してゐたことを證する史料も右表の外に求められず、此所にも疑問が残されるのである。然し昭義の衛州領有に關する疑問は昭義節度使自體の研究問題として他日に譲り、此所では假に表の記載を信用して昭義の衛州領有を認め、論議の進展をはかることとする。

かく表の記載を信用すれば昭義は何時の頃よりか衛州を領し、建中二年之を河陽の所管に移したることとなるが、更に他の文獻を參照するに此の移管は單に朝廷の辭令たるに止まり、當時昭義・河陽の何れも實際には衛州を領有してゐなかつた様である。そこで當時の實際の衛州領有者を索むるに、それは魏博節度使であつた。而して此の魏博も當初より衛州を與へられてゐたのではなく、實力を以て朝廷の命に抗し他鎮より強奪したのである。資治通鑑卷二二唐紀三八廣德元年閏正月癸亥の條に

以史朝義降將薛嵩爲相・衛・邢・洺・貝・磁六州節度使。田承嗣爲魏・博・德・滄・瀛五州都防禦使。云云。

とあり、同六月庚寅の條に

以魏博都防禦使田承嗣爲節度使

とあるに依つて知られる如く、魏博節度使は廣德元年史朝義の降將田承嗣を以て魏博都防禦使とし、次いで此を節度使に昇格せしめたるに始まり、當時は魏・博・德・滄・瀛の五州を領し、衛州は同時に置かれた相衛六州節度使薛嵩の所領となつてゐたのである。然るに田承嗣は薛嵩の死に乗じ、資治

通鑑^{卷二}唐紀^四一大歷十年二月乙丑の條に

田承嗣誘衛州刺史薛雄。雄不從。使盜殺之屠其家。盡相・衛四州(他の二州は洺・貝)之地。云云。

とある如く武力を以て衛州已下四州の地を己の手に收めたのである。然し此の強奪も表第三・魏博の欄・大歷十一年の條に

魏博節度、增領相・衛・洺・貝

とあり、資治通鑑^{卷二}大曆十二年二月庚辰の條にも田承嗣使を遣して罪を謝し朝廷亦之を赦してその

爲す所一切問責せずとあるから、翌年早々朝廷に認容せられたものと解せられる。かく魏博は四州を獲得し、又潭州を創置したが一方に德・滄・瀛を喪ひ、後又洺州を澤潞に奪はれ、結局魏博・相・衛

・貝・潭の六州となり、此の六州は唐末迄魏博節度使の巡屬として動かなかつたのである。建中二年

河陽三城節度使が創置せられし際も事實上の衛州領有者は依然魏博であつた。然らば唐朝は何故に此の事實を無視して衛州を昭義所有の名義とし、又此の名義を河陽に移したのであらうか。思ふに此の

處置は衛州が魏博節度使の巡屬中西端に位し、東都洛陽に近き爲、此をその手より沒收せんと欲した爲であらう。唐室がかかる處置に出たのは當時魏博節度使が再び叛して西進の態勢を示してゐたから

である。河陽三城節度使を創置したのも此の魏博叛亂の形勢に對處し、その西侵の要地たる河陽の固

めを強化し洛陽の安全を期せんとしたものに外ならぬ。(河陽三城節度使の創置と魏博の叛との關係

に就くは後章に詳論する)而して衛州の名義的領有を初め昭義に附したのは此の地方が官軍の最も

有力なる地盤として安史の亂以來河北の叛軍を側面より抑壓す可き要鎮となつてゐたからである。又此を河陽に移したのは衛州が懷州と境を接し河陽の巡屬とするを最も適策としてゐたからである。

かく觀來れば衛州の名義的所有權が魏博より離れたのは愈々魏博の叛志が露れ朝廷が討伐を決定した後でなければならぬ。魏博節度使田悅（田承嗣の子）が兵を舉げ唐軍と衝突を起したのは資治通鑑卷二唐紀四に據れば建中二年五月である。従つて朝廷が衛州の所有名義を奪つたのも此の時以後でなければならぬ。而して資治通鑑卷二唐紀四建中三年正月の條に

河陽節度使李芑。引兵逼衛州。田悅守將任履虛詐降。旣而復叛

とあつて建中三年正月早々河陽三城節度使李芑が衛州を攻めた記事が見えるが、此の攻撃は衛州の名義的所有權を現實化せんとしたものと解せられ、従つて河陽三城節度使の衛州所有權は已に建中二年に與へられてゐたことが察知せられる、即ち河陽三城節度使が衛州を領有した時期は建中二年五月より同年末迄の間に在つたのである。表に云ふ昭義の衛州領有を信用すれば、その領有の時期は恐らく魏博の叛亂せる五月の頃で、その翌月專任節度使が河陽に置かれると共にその管轄に移されたのであらう。河陽の衛州領有を懷・河陽三城の領有と同時にするが如く記せる表、澤潞沁の欄の記載は、魏博叛亂の時期から見て承服し難く、撰者の誤謬若しくは記述方法の不完全と云はざるを得ない。然らば撰者は何故かかる記事を掲げたか。此の疑問は昭義の衛州領有の眞否に對する辨別と共に今後更に史料を蒐集して解明せられなければならぬ。

次に表第三項に云ふ所を一考して置かう、第三項に云ふ所に依れば河陽三城節度使創置以前、然も建中二年に入つて後、一度汝州を河陽に隸し、次いで之を省いたとのことであるが、河陽三城節度使が創置せられたのは建中二年正月であるから、此の創置以前に於いて、然も建中二年に入つて後、一旦汝州を河陽に隸し、再び此を省くに足る丈の日數が果してあつたか否か疑問となる。されば假に表の此の記載を信じて汝州の割屬・還付が企てられたとしても、それは單なる計畫若しくは勅令の發布たるに止まり、實現される餘裕はなかつたものと思はれる。

以上考證が煩雜となつたが、之を要するに河陽建節の年たる建中二年に於いてその巡屬に編入せられたものは鄭・汝・陝・懷・衛・河陽三城の五州五縣を數へるのである。故に若し此等の五州五縣の支配を完全に實現し且つ永續せしめたならば、河陽は實に堂々たる大鎮となつた譯である。然し事實に於いては右諸州の支配は永續せず、相次いで河陽の巡屬を脱したのである。

方鎮表第二・滑衛の欄・建中二年の條に

是年以鄭州隸河陽三城節度。旣而復舊。

とあり、此に對應する記事として資治通鑑^{卷二六}唐紀^四建中二年正月の條に

又以東部留守路嗣恭爲懷・鄭・汝・陝四州・河陽三城節度使。旬日。又以永平節度使李勉都統

洽・嗣恭二道。仍割鄭州隸之。

とあるから、鄭州は河陽の巡屬たること纔かに旬日にして早くも永平節度使に移管せられたのであ

る。次に表・建中四年の條に

罷觀察。置東畿・汝州節度

とあり、此に對應する記事として舊唐書^{卷一}二 德宗本紀・建中四年正月戊戌の條に

以龍武大將軍哥舒曜爲東都畿・汝節度使

とあるから、汝州も建中四年の初めには已に他鎮に移されたのである。又表・同年の條に

置陝西都防禦使。尋升爲節度使

とあり、此に對應する記事として舊唐書^{卷一}二 德宗本紀・建中二年十一月丁丑の條に

以商州刺史姚明歆爲陝州長史・本州防禦陸運使

とあり、資治通鑑^{卷二}二九 唐紀四 建中四年十一月の條に

上之出幸奉天也。陝虢觀察使姚明歆。以軍事委都防禦副使張勸去詣行在。勸募兵得數萬人。甲申

以勸爲陝虢節度使。

とあつて建中二年姚明歆なる者陝州防禦使となり、次いで陝虢都防禦觀察使となり、都防禦觀察は建中四年節度使に升されたことが見えるから、陝州も遅くも建中四年には河陽を離れて他鎮に移つてゐたのである。資治通鑑^{卷二}二八 唐紀四 建中四年二月丙寅の條に

以河陽三城・懷・衛州爲河陽軍

とて河陽軍の領域を列擧せる中に已に汝・陝二州の名の見えざるは當時已に兩州がその巡屬より離れ

てゐた爲に外ならぬ。かくて河陽の巡屬は懷・衛の二州と河陽三城の五縣のみとなつたが、此の中衛州の領有も單なる名義に止り、唐朝の努力にも拘らず遂に此を實收する能はず、魏博の和を請ふと共にそのまゝ魏博に安堵された。されば河陽は懷州・河陽三城の一州五縣を領する小鎮となつて終つたのである。

次に表・元和九年の條に

河陽節度。増領汝州。徙治汝州。

とあつて河陽の汝州増領並に治所移轉のことが見える。同様の記事は資治通鑑卷二五唐紀五三九元和九年閏

八月辛酉の條に

以河陽節度使烏重胤爲汝州刺史。充河陽・懷・汝節度使。徙理汝州

と見え、舊唐書卷一六烏重胤傳に

元和中。(中略)憲宗賞其功授潞府左司馬。遷懷州刺史兼充河陽三城節度使。會討淮蔡。用重胤

壓境。仍割汝州隸河陽

と見え、表に云ふ所と一致してゐるから、元和九年の汝州増領は誤りなき史實である。尙舊唐書卷一六

李光進傳に

又與懷・汝節度烏重胤同破元濟

とあるから、河陽三城節度使は汝州の増領後懷汝節度使とも稱せられたことが知られる。降つて表・

元和十三年の條に

汝州隸東畿。復置東畿。汝州都防禦使兼東都留守如故。罷河陽節度使。

とて汝州を再び河陽より省いて東畿に還附し、且つ河陽節度使を罷めたことが見える。此の河陽節度使廢止は先章に詳論せし如く表の撰者の誤載であるが、汝州の還附は資治通鑑卷二唐紀五元和十三年六月丁丑の條に

復以烏重胤領懷州刺史。鎮河陽。

とて烏重胤が汝州の刺史を罷めて懷州刺史となり、且つ節度使の理所を汝州より河陽に歸したことが見え、表の記載と一致するから史實と認めて誤りあるまい。此より二十餘年の間河陽の巡屬は懷州と河陽等五縣に限られてゐたが、會昌年間に至り再び異動があつた。表・會昌三年の條に

復置河陽節度。徙治孟州。

とて河陽節度使の復置と孟州徙治のことが見える。此の中河陽節度使の復置が表の撰者の誤謬による記載で事實無根なりしことは已に考證した如くである。然らば河陽節度使の孟州徙治の眞否は如何、此の問題を解決する爲には孟州の沿革を先づ明かにする必要がある。孟州の沿革に就いては新唐書卷三地理志・河北道・孟州の條、舊唐書卷三地理志・河南道・孟州の條、唐會要卷七州縣分望道・河南道孟州の條等に見えてゐるが、それ等の比較考察は省略し、最も詳細にして且つ當を得てゐる舊唐書の記事を引用すると

孟州上。本河南府之河南縣。本屬懷州。顯慶二年割屬河南府。以城臨大河長橋架水。古稱設險。乾元中史思明再陷洛陽。太尉李光弼以重兵守河陽。及雍王平賊。留觀軍容使魚朝恩守河陽。乃以河南府之河清・齊源・溫四縣租稅入河陽三城使。河南尹但總領其縣額。尋又以汜水〔註九〕（軍）賦隸之、會昌三年九月。中書門下奏。河陽五縣。自艱難已來割屬河陽三城使。其租賦色役盡歸河陽。河南尹但總管名額而已。使歸一統便爲定制。既是雄鎮。足壯三城。其河陽望升爲孟州。仍爲望。河陽等五縣。改爲望縣。〔註一〇〕

とある。此の記事に就いては已に本編に詳論してゐるので此所に再び批判説明するを避けるが、要するに孟州は河陽三城（鎮邊）使設置（廣德元年）以來、その管下軍隊の維持費として割屬せられてゐた河陽・河清・齊源・溫・汜水の五縣を以て會昌三年一州となしたものを云ふのである。五縣は早くより河陽三城鎮邊使に屬し乍ら會昌三年迄此を獨立の一州としなかつたのは、實際支配權は河陽に移り乍ら、その所有名義が依前洛陽に留保せられてゐた爲である。因みに孟州創設以前に於いては五縣の總稱としてその支配者たる河陽三城鎮邊使なる稱が用ひられ、鎮邊使の節度使昇格以後は鎮邊使の職は絶えたるに拘らず、五縣の總稱としての河陽三城鎮邊使の名は依然慣用せられてゐた。要するに孟州は會昌三年所謂東畿五縣の地を名實共に東都洛陽より分離獨立せしめて創置したものである。従つて孟州が創置以來河陽三城節度使の管下に置かれたことは正に表に云ふが如くであるが、然し河陽三城節度使は孟州の領有によつて新に得た土地は一塊もないのである。又孟州の治所は河陽であり、

從來河陽三城節度使の屯駐所も河陽であるから、節度使の治所が孟州に置かれたとしても實際には一寸も移動するを要しなかつたのである。然るに表には徙治孟州と記し、節度使の屯駐地が移動したかの如く思はしめてゐる。されば表の此の記載は例の如く撰者の誤謬かと云ふに必ずしもそうではない様である。

節度使は唐・五代を通じて通例二州以上を領し、而して自ら治する所の州の刺史をも兼ねてゐたのである。然るに河陽三城節度使は異例をなし、一州五縣即ち懷州と東畿五縣とを領し、而してその治所は東都の所有名義に係る河陽縣に在つたのである。されば一般節度使の例に従つて治所の刺史を兼ねることが出来なかつたのである。そこで河陽三城節度使は懷州刺史を兼ねた。舊唐書^{卷一}烏重胤傳及び同卷、楊元卿傳に兩人共に懷州刺史兼河陽三城節度使となるとあるはその實例である。而して河陽三城節度使は河陽に屯駐してゐたのであるから、懷州刺史を兼ねても實際にその職を行ふことは出来なかつた。そこで資治通鑑^{卷二}會昌三年九月丙午の條に

^上略。又河陽節度。先領懷州刺史。常判官攝事。云云。

とあるに依つて知られる如く節度判官をして州政を執らしめてゐたのである。尙舊唐書^{卷六}穆宗本紀長慶三年二月の條に

河陽節度使陳楚奏。移使府於三城。未有門戟。欲移懷州門戟於河陽。從之。

とあるに依れば長慶年間、時の河陽節度使陳楚が節度使府を河陽に移す迄使府は懷州に在つたことが

知られる。使府は節度、觀察、防禦、團練等の諸使の役宅である。されば河陽三城節度使は創置以來河陽に駐し、只汝州を増領せし際治所を一時此所に移したのみであるが、使府は之を久しく懷州に置き、且つ本州の刺史を兼ねて居たのである。因つて思ふに河陽節度使も一般節度使の例に倣ひ、その身は河陽に在り乍ら、治所を懷州に置くの形式を取り、以つて治州の刺史を兼ねるの體裁を裝つてゐたのであらう。そして河陽の屯駐は創置以來の事實であり、又創置の目的であるに拘らず懷州より出でて駐營するの形式を取つてゐたものであらう。而してかかる形に拘泥したのは、河陽初め管下の五縣が洛陽の所有名義となつてゐたことも一要因となつてゐたであらう。節度使府は長慶年間懷州より河陽に移されたが、時人には尙節度使は治所の刺史を兼任するとの通念から、依然懷州を治州とするの形式觀が残つてゐたと考へられる。何れにしても節度使が治所の長官を兼ねざるは不便とせられたので、資治通鑑^{卷二}會昌三年九月の條の宰相李德裕の上奏に

又河陽節度。先領懷州刺史。常以判官攝事。割河南五縣租賦隸河陽。不若遂置孟州。其懷州別置刺史。

とある如く、此の不便を除き節度使をして治所の長官を兼ねしめんとしたのが孟州設置の一大動機をなしてゐたのである。されば河陽節度使は孟州設置と同時にその刺史を兼ね、従つて懷州の刺史を罷め、此所に初めて一般節鎮の如く治州の長官を兼任し得たのである。表に徙治孟州とあるは、此を文字通りに解すれば表の撰者の淺學として嗤はざるを得ないが、兼任刺史の移動と解すれば決して無意

味とはならないのである。因みに孟州は河陽、河清、濟源、溫、汜水の五縣を以て創置せられたのであるが、此の中河清縣は孟州創置と同時に洛陽に還付せられ、代つて河陰縣が孟州に編入せられた。

此のことは唐大詔令集^{卷九}置孟州敕に

^上略。其河陰縣宣割屬孟州。仍改爲望縣。其河清縣卻還河南府

とあり、新舊唐書にも夫々孟州の條に此と同様の記事あるに依つて知られる。

東畿五縣は時に河陽三城又は河陽三城鎮遏使の名を以て總括指稱せられることがあり、鎮遏使の廢止後も此の用法の慣行せられたことは已に述べたが、舊唐書^{卷一}武宗本紀、會昌四年の條に（此の繫年は誤り）

勅。以河陽三城鎮遏使爲孟州。

とあるはその一例である。所が會要も亦此の用例を用ひ、然も頗る紛はしき記事を掲げてゐるのである。即ち同書^{卷七}八節度使の條に

河陽節度使。會昌四年十月平劉稹。以河陽三城鎮遏使爲孟州。號河陽軍額。懌二州隸焉。

とある。河陽三城鎮遏使を孟州としたのは會昌三年である。尙此の文を一見すれば恰も河陽節度使は此の時設置せられたかの印象を受ける。思ふに唐會要的此の記事の典據となりし資料は方鎮表の作者にも使用せられたものではあるまいか。そうして表の作者は此の資料を一見し、直ちに本年河陽節度使の設置ありたりと解したのであらう。但し河陽節度使の創置が建中二年に在るを熟知せる撰者は此の

時の設置を以て再置の意味なりと早合點し、かくて、表、會昌三年の條に河陽節度使の復置を記載したのであらう。但し復置と書する以上、その以前に廢止がなければならぬ。然し事實は廢止せられてゐなかつたのであるから、廢止の記録もなく、その處置に窮したことを思はれるが、復置の記事と辻褄を合せる爲遂に廢止の記録なきに拘らず、會昌三年以前に於いて河陽節度使の巡屬の變動したる元和十三年に廢止の年を繋けたのであらう。元和十三年の巡屬變動は増加に非ずして減少であつたから、此の辻褄主義の記載を添加するに比較的好都合であつたことも、表の撰者の輕舉を決行せしめた一因となつたことと思はれる。

次に表、會昌四年の條に

河陽節度増領澤州

とて孟州創置の翌年更に澤州を増領したことが見える。同様の記事は資治通鑑卷二唐紀六會昌四年九月の條に

詔。以澤州隸河陽節度使

とあるから、表に云ふが如く澤州は會昌四年以後河陽の巡屬となつたと見て誤りない。尙右通鑑の胡註に

用李德裕三年之議也

とあり、同書卷二會昌三年九月の條の李德裕の上奏中に

俟昭義平日。仍割澤州隸河陽節度使。云云。

とあるに依れば、孟州の創置と同様宰相李德裕の議に依り昭義より割屬したのである。

河陽の巡屬は此の後本稿の取扱範圍たる乾符元年以前に於いては異動せず、表によれば唐末光化二年に至つて澤州の領有を罷められ、翌々年の天復元年に再び昭義の巡屬に還付せられたと云ふ。

以上を要するに河陽三城節度使の巡屬は當初五州を配せられたるもその領有は永續せず、大體懷州及び河陽三城（會昌三年後孟州となる）が終始一貫せる領地となり、之に汝州及び澤州が一定期間増領せられたのである。

以上一二兩項に於いて河陽三城節度使の沿革を通觀したが、その結果を方鎮表に比すれば、方鎮表には少からず誤謬のあることが知られる。かかる誤謬は河陽節度使に關してだけでなく、恐らく他に於いても同じく撰者の輕卒が數多く織込まれてゐることであらう。されば此の研究により吾人は表が節度使研究の文獻として實に重寶にして又得難き史料を提供してゐることを知ると共に、その使用に際しては慎重なる檢討を要することを痛感するのである。

註

一、新唐書の方鎮表が他の編纂書に見られざる資料を含んでゐることは東洋學報二三卷二號所載、岩佐清一郎學士の「河西節度使に就いて」に於いて論及せられて居る。又新唐書の杜撰に就いては從來屢々言はれてゐる所であるが、右論文中にもその兵志の杜撰を指摘せられてゐる。

二、河陽三城鎮遏使考参照。

三、本文に云ふ懷、鄭、河陽三城の鄭は正しくは削らる可きである。理由は第二項の巡屬研究に於いて明かにする。

四、淳の脱落は資治通鑑の記事によつて知られる。

五、舊唐書卷一七二令狐楚傳には十月とあり、資治通鑑の十一月と精確には一致しないが、大體十月十一月の頃であつたことは確であらう。

六、舊唐書卷一七二令狐楚傳の記事も此と全く一致する。

七、河陽三城鎮遏使考参照。

八、資治通鑑には仍の字無し。

九、衍字。

一〇、此の文の考證は本編に詳論した。中に疑問の箇所もあるが、それは本編の考證を参照せられ度い。